

制度概要

モニタリング強化型特別保証制度要綱（略称：モニ特別）																																													
目 的	物価高や人手不足等多様な経営課題を抱える中小企業者の事業の成長や立て直しに向けた資金需要等に応えることで、資金繰りの円滑化を図るとともに、中小企業者が認定経営革新等支援機関（中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第31条第2項の認定経営革新等支援機関をいう。以下同じ。）と連携の下、定期的なモニタリングを通じて、経営状況の変化の予兆を早期に捉えることで、経営支援等により経営力の向上を促し、経営状況の改善に資することを目的とする。																																												
資 格 要 件	認定経営革新等支援機関との連携により、月次で財務状況や資金繰り状況等を把握し、経営状況等の報告を行うことを誓約する書面を提出している中小企業者。 なお、当該認定経営革新等支援機関が申込金融機関である場合は、申込人の金融機関からの総借入金残高のうち申込金融機関におけるプロパー融資残高の割合が5割以上であるものに限る。																																												
対 象 資 金	事業資金																																												
保 証 条 件	保証限度額	2億8,000万円（無担保保険8,000万円、普通保険2億円） 中小企業者が組合等の場合は、4億8,000万円。 （注）本制度では経営安定関連などの保険特例は取り扱わない。																																											
	保証期間	一括返済の場合 1年以内 分割返済の場合 10年以内（据置期間は運転資金1年以内、設備資金および運転設備資金は3年以内）																																											
	返済方法	一括返済または分割返済																																											
	貸付形式	証書貸付、手形貸付																																											
	担 保	必要に応じて徴求する。																																											
	保 証 人	必要に応じて徴求する。 （保証料の上乗せにより経営者保証を不要とする事業者選択型経営者保証非提供制度の対象）																																											
	貸付利率	金融機関所定利率																																											
保 証 料 率	基準料率	<p>基準料率は下記Ⅰ料率のとおり。令和8年3月16日から令和9年3月31日までの間は下記Ⅱの国による保証料補助あり、事業者が負担する保証料率は下記Ⅲとなる。なお、財務諸表がない場合などは、下表の区分⑤を適用する。</p> <p style="text-align: right;">（単位：％）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">区分</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Ⅰ</td> <td>料率</td> <td>1.90</td> <td>1.75</td> <td>1.55</td> <td>1.35</td> <td>1.15</td> <td>1.00</td> <td>0.80</td> <td>0.60</td> <td>0.45</td> </tr> <tr> <td>Ⅱ</td> <td>補助率</td> <td>0.95</td> <td>0.87</td> <td>0.77</td> <td>0.67</td> <td>0.57</td> <td>0.50</td> <td>0.40</td> <td>0.30</td> <td>0.22</td> </tr> <tr> <td>Ⅲ</td> <td>事業者負担</td> <td>0.95</td> <td>0.88</td> <td>0.78</td> <td>0.68</td> <td>0.58</td> <td>0.50</td> <td>0.40</td> <td>0.30</td> <td>0.23</td> </tr> </tbody> </table>	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	Ⅰ	料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	Ⅱ	補助率	0.95	0.87	0.77	0.67	0.57	0.50	0.40	0.30	0.22	Ⅲ	事業者負担	0.95	0.88	0.78	0.68	0.58	0.50	0.40	0.30	0.23
	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																																			
	Ⅰ	料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45																																		
Ⅱ	補助率	0.95	0.87	0.77	0.67	0.57	0.50	0.40	0.30	0.22																																			
Ⅲ	事業者負担	0.95	0.88	0.78	0.68	0.58	0.50	0.40	0.30	0.23																																			
適用料率	有担保保証に対する割引、会計参与設置会社に対する割引、その他定性要因を加味した割引は行わない。事業者選択型経営者保証非提供制度（横断的制度）を適用する場合であっても上記による割引は行わない。																																												
責 任 共 有	取扱金融機関が選択した責任共有制度の対象																																												
申込時添付書類	「モニタリング強化型特別保証制度資格要件申告書兼誓約書」																																												
金融機関の責務	<p>次の①から③の責務を負う。</p> <p>①金融機関は、原則として、年に1回中小企業者から経営状況等の報告を受けるとともに、随時、中小企業者から経営状況の変化を察知したことの報告を受けるとする。</p> <p>②金融機関は、原則として、貸付実行日の属する事業年度から5事業年度（以下「モニタリング期間」という。）にわたり、年1回中小企業者の事業年度毎に、信用保証協会に対し、中小企業者の経営状況等を電子データで報告しなければならない。信用保証協会は、同データのうち、EBPMに伴う情報提供として、申込金融機関、融資実行年月、認定経営革新等支援機関名、認定経営革新等支援機関ID、認定経営革新等支援機関種別及び財務状況について、電子データで経済産業省に送付しなければならない。なお、金融機関が報告しなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出するものとする。</p> <p>③金融機関は、モニタリング期間中に、中小企業者から経営状況の変化を察知したことの報告を受けた場合、信用保証協会に対し報告し、原則として、中小企業者、認定経営革新等支援機関及び信用保証協会との対話を通じて、追加的な経営支援を検討するものとする。</p>																																												
留 意 事 項	取扱期間は、令和8年3月16日から令和11年3月31日までに信用保証協会が保証申込を受け付けたものとする。																																												

制度概要

実 施 日	令和8年3月16日 施行
-------	--------------